

霧島市介護保険条例の一部改正について

霧島市介護保険条例の一部を次のように改正する。

令和3年6月4日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市介護保険条例の一部を改正する条例

霧島市介護保険条例（平成17年霧島市条例第165号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「令和2年2月1日から令和3年3月31日」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日」に、「令和2年2月1日以降」を「令和3年4月1日以降」に、「同年2月1日」を「同年4月1日」に改め、同項第1号中「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症」に改め、「維持する者」の次に「（以下「主たる生計維持者」という。）」を加え、同項第2号中「、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者」を「、主たる生計維持者」に改め、同号ア中「事業収入等」を「主たる生計維持者の事業収入等」に改め、同号イ中「減少する」を「主たる生計維持者の合計所得金額（令第22条の2第1項に規定する合計所得金額をいう。）のうち、減少する」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の霧島市介護保険条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 令和2年度以前の年度分の保険料に対する減免に係る改正後の附則第8項の規定の適

用については、同項第2号イ中「令第22条の2第1項」とあるのは、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）第7条の規定による改正前の令第22条の2第1項」とする。

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る介護保険料の減免措置に対して、国による財政支援措置が本年度も行われることに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。